

第 10 章 シンガポール共和国

ア. 法体系

シンガポールは、19 世紀初頭よりイギリスの植民地として発展し、1959 年にイギリスから自治権を獲得、1963 年にはマレーシア連邦の結成に参加するが、2 年後の 1965 年にはマレーシアから分離独立して現在に至る。この独立の経緯から、シンガポールの法制度はイギリスとマレーシアに影響を受けている¹。シンガポールの刑法はイギリスの刑法を源としており、シンガポールの刑法を解釈する上でイギリス刑法の法原則や概念は今日でも権威とされる²。

司法権限は、最高裁判所（Supreme Court）、下級裁判所（Subordinate Court）にある³。最高裁判所は上訴法廷（Court of Appeal）と高等法廷（High Court）からなり⁴、下級裁判所には、地区法廷（District Court）、治安裁判官法廷（Magistrates' Court）、少年法廷（Juvenile Court）、検死法廷（Coroners' Court）、小額訴訟法廷（Small Claims Tribunal）⁵に加え、家庭法廷（Family Court）、刑事陳述法廷（Criminal Mentions Court）などが置かれている。裁判は、第一審と上訴審の二審制をとる。

シンガポールの刑法、刑事訴訟法は、重大犯罪では 50 歳以下の男性にむち打ち刑の規定がある、飲酒運転や小額の万引きでも刑事起訴されることなど、日本と異なる特色を持つ⁶。

シンガポールは、東京都 23 区とほぼ同じ面積（約 700 平方キロメートル）であり⁷、地方自治政府は存在しない⁸。

イ. ドメスティック・バイオレンスに関する法律

シンガポールでは、1995 年に、女性国会議員による議員立法として、マレーシアの 1994 年ドメスティック・バイオレンス法を基にした家族間暴力法案（Family Violence Bill）が国会に提出された。この法案は否決されたが、これをきっかけに、婚姻における女性の権利等を規定する女性憲章（Women's Charter）が 1996 年に改正され、翌 1997 年に施行された⁹。女性憲章第 7 章（第 64 条～第 67 条）で、配偶者からの暴力を含む家族間の暴力

¹ 安田 2000:196-204 ページ

² 在シンガポール日本国大使館 2006:5-6 ページ

³ Constitution of the Republic of Singapore, Section 93

⁴ 同上, Section 94

⁵ Subordinate Court Act, Section 3

⁶ 在シンガポール日本国大使館 2006:2 ページ

⁷ 外務省 2008

⁸ United States Library of Congress 2006:p.15

⁹ 家族間暴力法案および女性憲章改正の過程については、Amirthalingam 2003、Cheong 1996 などを参照のこと。

(Family Violence) に関する各種命令などが規定されている¹⁰。

1980 年改正女性憲章より家族間暴力の加害者に対する命令は定められていた¹¹が、1996 年の改正で、家族構成員の定義拡大、身体的暴力以外も含めるように定義の拡大、立証基準の緩和、保護命令の拡大や違反に対する罰則の明確化などが定められた¹²。

また、刑法典 (Penal Code) など、暴行、傷害等の罪について規定されており、これらの規定は配偶者からの行為に対しても適用される。また、一般的な刑事手続については、刑事訴訟法典 (Criminal Procedure Code) で規定されている。

ウ. ドメスティック・バイオレンスの定義

女性憲章第 64 条では、家族間暴力 (Family Violence) を以下のように定義している。

- ①故意に、家族構成員に傷害（苦痛、疾患、体の不調）のおそれを抱かせる、あるいは抱かせようとする事。
- ②傷害を負わせると知りながら、家族構成員に傷害を負わせる事。
- ③家族構成員の意思に反して監禁、拘束すること。
- ④家族構成員に苦痛・苦悩をもたらすと知りながら、または苦痛や苦悩をもたらす意図を持って、継続的な嫌がらせをすること。

ただし、自己防衛の場合は刑法典、21 歳未満の子どもに対する虐待の場合は、子どもと若年者法 (Children and Young Persons Act) の適用を受け、女性憲章は適用されない¹³。

また、ここでの家族構成員とは、配偶者または元配偶者、自身の子、養子、配偶者の子、自身の父母、配偶者の父母、もしくはきょうだいを言い、裁判所が家族の一員と認めれば血縁・婚姻による親族や制限行為能力者¹⁴も含まれる。

刑法典が規定する、主な犯罪行為及び法定刑は以下のとおりである。

○殺人 (Murder) ¹⁵

- ・死刑。

○傷害致死 (Culpable homicide not amounting to murder) ¹⁶

- ・死に至らしめる、もしくは死に至るような傷害を負わせる意図があった者は、終身刑、もしくは、20 年以下の禁固および罰金もしくはむち打ち。
- ・死に至らしめる、もしくは死に至るような傷害を負わせると分かっていたが、そのような意図はなかった者は、10 年以下の禁固、罰金、むち打ちのいずれか 1 つ、もしくは

¹⁰ Women's Charter, Section 64

¹¹ Amierhalingam 2003:p.22, note 117

¹² 飯田 1996:113 ページ; Ministry of Community Development, Youth and Sports 2007a:p.4

¹³ Cheong 1996:p.562

¹⁴ 「制限行為能力者」(incapacitated person) とは、身体・精神障害、病気、高齢が理由で意思決定ができない、することが困難な者を言う (Women's Charter, Section 64)。

¹⁵ Penal Code, 302

¹⁶ 同上, Section 304

はいずれかの組み合わせ。

○重傷害 (Voluntary causing grievous hurt) ¹⁷

- ・生殖機能の喪失、左右いずれかの目の失明、左右いずれかの耳の失聴、四肢・関節の喪失、四肢・関節機能の破壊または障害、頭部・顔面に変形障害、骨折・脱臼、生命に関わる傷害、20 日間にわたる激しい身体の痛み、通常業務が遂行できなくなるような重傷を負わせた者は、10 年以下の禁固および、罰金もしくはむち打ち。

○凶器による傷害 (Voluntarily causing hurt by dangerous weapons or means) ¹⁸

- ・7 年以下の禁固および、罰金もしくはむち打ち。

○強姦 (Rape) ¹⁹

- ・20 年以下の禁固および、罰金もしくはむち打ち。
- ・以下のような離婚、婚姻無効、法定別居の手続を取っていたり、裁判所命令が下っていたりした場合に限り、夫の妻に対する強姦罪は成立する。

①妻と別居中であり、かつ、

- ・離婚の暫定審判が下っていた
- ・婚姻無効の暫定審判が下っていた
- ・法定別居の審判もしくは判決が下っていた
- ・書面による別居同意書があった

②妻が別居中であり、離婚、婚姻無効、法定別居の手続が開始され、停止・完了していなかった。

③妻との性行為を禁ずる裁判所命令が下っていた。

④夫から妻を保護する女性憲章第 65 条の保護命令または第 66 条緊急命令が下されていた。

⑤妻が別居中であり、前述の保護命令、緊急命令の手続が開始され、停止・完了していなかった。

○傷害 (Voluntarily causing hurt) ²⁰

- ・2 年以下の禁固もしくは 5,000 ドル以下の罰金、もしくは両方。

○不当な拘束 (Wrongful restraint) ²¹

- ・行動の自由を阻害した者は、1 ヶ月以下の禁固もしくは 1,500 ドル以下の罰金、もしくは両方。

○不当な監禁 (Wrongful confinement) ²²

¹⁷ 同上, Sections 320, 322, 325

¹⁸ 同上, Section 324

¹⁹ 同上, Section 375

²⁰ 同上, Section 323

²¹ 同上, Sections 339, 341

²² 同上, Sections 340, 342

- ・一定の区域からの脱出を阻害した者は、1 年以下の禁固もしくは 3,000 ドル以下の罰金、もしくは両方。

エ. 加害者に対する命令

女性憲章第 65～67 条で家族に対する暴力の行使を禁止する保護命令（Protection Order）と緊急命令（Expedited Order）、および付随する命令が定められている。

1 保護命令（Protection Order）

シンガポールの保護命令は、家族構成員に対する暴力の行使を禁ずるものである。裁判所が、家族間の暴力が行使されたもしくは行使される可能性が高く、家族構成員を保護するために必要である蓋然性が高い²³かを判断して発行する²⁴。被申立人が申立人に対して暴力を行使するように第三者を教唆、補助することを禁ずる命令も含むことができる²⁵。

保護命令に加えて、裁判所が状況を考慮して申立人の安全の確保のために必要である蓋然性が高いと判断した場合、以下の命令を付随することができる²⁶。

（1）退去命令（Domestic Exclusion Order）

共有住居全体、もしくはその一部から、被申立人を退去させる命令

（2）カウンセリング指導命令（Counseling Guidance Order）

被申立人もしくは申立人、または双方、その子どもに、カウンセリングを受けさせる命令

（3）その他命令の遵守に必要な指示

例えば、申立人の職場や自宅の周囲 500m 以内に近寄らない、申立人の職場に電話をかけない、など具体的な指示を追加することができる²⁷。

保護命令、退去命令、その他命令の遵守に必要な指示に違反した場合、2,000 ドル以下の罰金または 6 ヶ月以下の禁固、もしくは両方を科される。再犯の場合は、5,000 ドル以下の罰金または 12 ヶ月以下の禁固、もしくは両方を科される²⁸。保護命令、退去命令、その他命令の遵守に必要な指示違反は、「逮捕に値する違反」（seizable offense）とみなされ、逮捕令状なしで警察は加害者を逮捕できる²⁹。カウンセリング指導命令に違反した場合は、

²³ 「蓋然性が高い」=“satisfaction on a balance of probabilities”（Women’s Charter, Section 65（1））は、一般的に民事事件で用いられる立証基準である。女性憲章の 1996 年改正で、立証基準が「蓋然性が高い」か否か、と明確に定義され、保護命令が取得しやすくなった（Cheong 1996:p.565; Ministry of Community Development, Youth and Sports 2007a:p.4）。

²⁴ Women’s Charter, Section 65（1）

²⁵ 同上, Section 65（4）

²⁶ 同上, Section 65（5）

²⁷ Teoh 2006:p.7

²⁸ Women’s Charter, Section 65（8）

²⁹ 同上, Section 65（11）

法廷侮辱罪に問われる³⁰。

2 緊急命令 (Expedited Order)

保護命令の申請がなされ、申立人に対して家族間暴力が行使される差し迫った危険があると裁判所が判断した場合、被申立人の審問なしに緊急命令（仮保護命令）を発行することができる。緊急命令は、命令の開始日から 28 日間、もしくは審問の開始日までのどちらか早い方の日に、効力を失う³¹。

オ. 司法手続

1 捜査、逮捕

警察署での犯罪情報に関する書面の届出は、第一報報告書（First Information Report, FIR）と呼ばれる。第一報報告書は捜査開始に必ずしも必要ではなく、被害者や目撃者からの警察への電話のような口頭での情報を元にするなど、警察は第一報報告書なしに独自に捜査を開始することもできる³²。

刑事訴訟法典では、殺人、傷害致死、重傷害、凶器による傷害など、深刻な犯罪は「逮捕に値する違反」（seizable offense）とされ、警察は逮捕令状なしに被疑者を逮捕することが可能であり、家宅搜索や証拠の押収を行うことができる。一方、傷害、不当な拘束・監禁などは「逮捕に値しない違反」（non-seizable offence）であり、警察は前もって治安裁判官の逮捕令状を取得しなければ被疑者を逮捕できない³³。通報が「逮捕に値しない犯罪」であった場合、通常、警察は関与せず、被害者が直接加害者を提訴するように助言する（検察が行う「公訴訟」に対して「私訴訟」と呼ばれる）³⁴。

女性憲章 1996 年改正前は、家族間暴力のほとんどが「逮捕に値する違反」ではない傷害罪にあたることから、警察は家族間暴力に介入しないことが多く³⁵、また、加害者に対する命令に予め裁判所が「逮捕する権限」（power of arrest）を付随しなければ、加害者が命令違反を犯しても、逮捕令状がなければ警察は逮捕できなかった³⁶。

1996 年の改正により、家族間暴力の定義に傷害、拘束、監禁、嫌がらせが含まれ、裁判所の介入が可能となり、加害者に対する命令違反が「逮捕に値する違反」と定義された。女性憲章の改正後は、家族間暴力で「逮捕に値しない犯罪」の場合、警察は被害者に、家庭法廷で保護命令を申請するよう照会するものと考えられる。

³⁰ 同上, Section 65 (9)

³¹ Women's Charter, Section 66

³² 在シンガポール日本国大使館 2006:11 ページ

³³ Criminal Procedure Code, Sections 2, 116, Schedule A

³⁴ 在シンガポール日本国大使館 2006:11 ページ

³⁵ Soin 1996:p.45

³⁶ Cheong 1996:p.568

2 勾留

逮捕された被疑者は、身体の搜索を受け、警察署に連行され取調べを受ける。取り調べのために勾留されることがあるが、令状なしで逮捕された被疑者の勾留期間は、逮捕後最長 48 時間である³⁷。48 時間を超える場合、警察は被疑者を治安裁判官の下に出頭させ、勾留延長が必要な理由を説明し、治安裁判官からの認可を受けなくてはならない。また、警察が被疑者の勾留を必要としない場合は、連絡を受ければ警察への再出頭をすること、または法廷に出頭するよう確約させた上で、警察の権限で釈放することができる³⁸。

3 起訴

司法長官（Attorney-General）が刑事事件について起訴するかどうかの権限を持ち³⁹、検察官（Public Prosecutor）としての役割を担う⁴⁰。司法長官の権限の下、司法省刑事司法部が副検察官、検察官補佐としての刑事事件の司法手続を統括する⁴¹。警察およびその他の捜査機関での捜査終了後、事件は司法省に送付され、起訴するか否かおよび起訴内容が決定される⁴²。

法廷で正式に起訴される際、起訴状の朗読後、裁判官が被告人に対して罪状を認めるか否かを問う。被告人が有罪と認めなかった場合は、法廷が公判準備会議（pre-trial conference：証人の数などの確認が行われる）もしくは公判の日付を決定する⁴³。

4 公判

公判は、検察側の冒頭陳述、検察側証人の主尋問、被告人側の反対尋問、検察側再尋問、検察側陳述、被告人側の証人の主尋問、検察側の反対尋問、被告人側再尋問、被告人側の最終陳述と進み、判決が言い渡される。検察側が公訴事実を合理的な疑いの余地なく立証したと判断された場合、被告人は有罪と判定され、刑が宣告される⁴⁴。

主な刑の種類は、次の通りである。

- ①死刑
- ②禁固
- ③むち打ち
- ④罰金
- ⑤警察監視（Supervision of the police）

³⁷ Criminal Procedure Code, Section 36

³⁸ Law Society for Singapore 2006

³⁹ Constitution of the Republic of Singapore, Section 35（8）

⁴⁰ Criminal Procedure Code, Section 336（1）

⁴¹ Attorney-General's Chambers 2007

⁴² 在シンガポール日本国大使館 2006:18 ページ

⁴³ Subordinate Court of Singapore 2006

⁴⁴ 在シンガポール日本国大使館 2006:25 ページ

前科がある場合に、他の刑罰に加えて命じられることがある⁴⁵。警察監視を命じられた場合、居住地を所轄署に出頭して報告する、48時間以上居住地を不在にする場合は予めその旨を所轄署に出頭して報告するなどの義務を負う⁴⁶。

⑥矯正教育処分（Corrective training）

18歳以上の重犯者の更生と犯罪の防止を目的として、禁固の代わりに課すことがある⁴⁷。

⑦更生教育処分（Reformatory training）

21歳未満の加害者の更生と犯罪の防止を目的として、禁固の代わりに科すことがある⁴⁸。

⑧予防拘禁（Preventive detention）

30歳以上の重犯者から公共を保護するため、禁固の代わりに科すことがある⁴⁹。

⑨保護観察（Probation）

法廷は加害者の更生のために6ヶ月以上3年未満の保護観察処分にすることができる⁵⁰。

⁴⁵ Criminal Procedure Code, Section 11

⁴⁶ 同上, Section 14

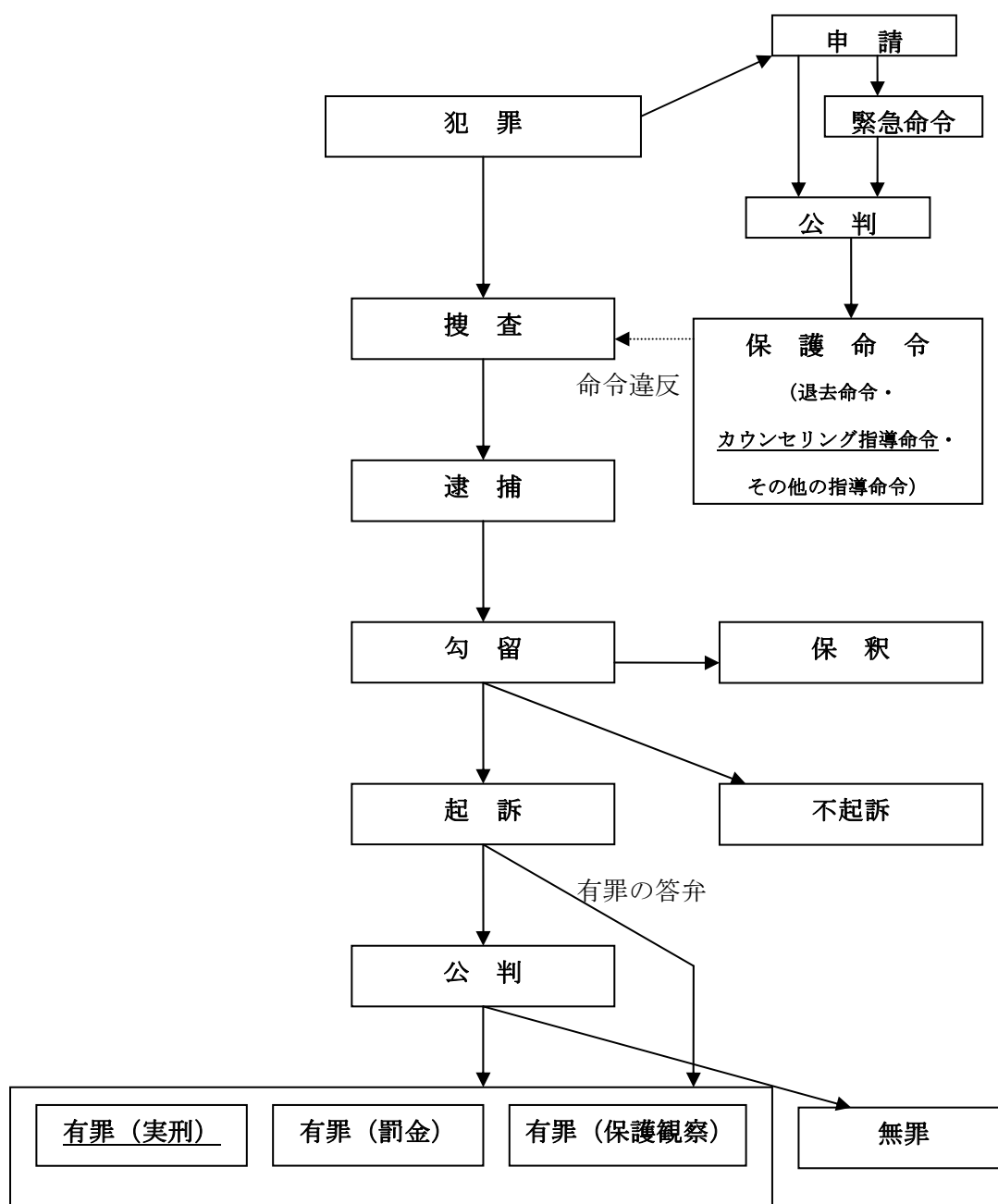
⁴⁷ 同上, Section 12

⁴⁸ 同上 Section 13

⁴⁹ 同上 Section 12

⁵⁰ Probation of Offender Act, Section 5

(参考) シンガポールにおける司法手続の流れ



カ. 司法手続等における加害者更生の位置づけ

1 カウンセリング指導命令

保護命令に付随して発行されるカウンセリング指導命令は、加害者だけでなく、被害者、他の家族構成員にもカウンセリングに出席するように求めることがある。義務的カウンセリングの目的は、加害者の更生に加え、被害者と子どもの安全と保護を確保することにも

ある⁵¹。カウンセリングでは、家族間暴力とは何か、経歴や家族の環境が暴力的な行動にどのように関連しうるか、基礎的な怒り感情の管理法、ストレス管理と問題解決、コミュニケーションと自己肯定訓練（assertiveness training）を学ぶ。被害者は、安全プランの策定、子どもに対する家庭内暴力の影響を学ぶ。また、結婚や家族に関する問題も取り上げられる⁵²。地域開発青年スポーツ省は、義務的カウンセリングを実施するために、40 の社会福祉機関⁵³を指定し、助成を行っている。2007 年 3 月には、家族間暴力のカウンセラー向けに「義務的カウンセリング実践ガイド」を地域開発青年スポーツ省が作成している⁵⁴。カウンセリング指導命令は、4 段階に分けられる。

まず、第 1 段階で、家庭法廷は、保護命令に付随して、「暫定カウンセリング命令」を発行する。命令を受けた加害者は、カウンセリングの目的、義務的カウンセリングの手続、カウンセリングに出席しない場合に取られる措置について説明を受ける。

第 2 段階では、カウンセリング前の事前評価を受ける。地域開発青年スポーツ省のカウンセラーもしくはカウンセリング機関が最初の面会日の日時と場所を書面で通知する。カウンセラーは、最初の面会日で命令を受けた者の事前評価を行い、結果を家庭法廷に報告する。

第 3 段階では、命令を受けた者が、暫定カウンセリング命令に指定された日時に、家庭法廷に出頭する。家庭法廷裁判長が、カウンセラーからの事前評価報告書を基に、「義務的カウンセリング命令」の発行の有無を決定する。義務的カウンセリング命令を受けた者は、事前評価と同じカウンセラーにつくか、地域開発青年スポーツ省が指定する他のカウンセリング機関につく。義務的カウンセリング命令では、家庭法廷でカウンセリングの進捗状況を報告する評価日を指定することができる。

第 4 段階で、カウンセリング機関で指定された回数のカウンセリングを受ける。

カウンセリング前の事前評価や義務的カウンセリングに出席しない場合は、カウンセリング命令違反と見なされ、法廷侮辱罪に問われる⁵⁵。

1997 年の開始以来、2007 年までに、9,000 人以上が義務的カウンセリングを受けており、地域開発青年スポーツ省は 2004 年に小規模ながら義務的カウンセリングの効果測定調査を行っている。2004 年の調査では、加害者 31 名と被害者 30 名を対象に電話で義務的カウンセリング終了後の状況の聞き取りを行ったところ、身体的暴力を振るったと回答した加害者が 31 名中 2 名あった。また、被害者 30 名中 2 名は性的暴力を受けたと回答し、平手打ち、物でなぐる、けるなどの暴力を振るわれたと回答した者もあった。さらに、被

⁵¹ Ministry of Community Development, Youth and Sports 2007a:p.13

⁵² 同上:p.13

⁵³ 指定を受けている社会福祉機関の多くは、地域開発青年スポーツ省所管の民間福祉団体である家族サービスセンター (Family Service Centre) であると推測される (Ministry of Community Development, Youth and Sports 2007b)。

⁵⁴ 同上:pp.13-14

⁵⁵ Ministry of Community Development, Youth and Sports, 2001

害者 30 名中 7 名は脅迫など精神的暴力、または半数は言葉の暴力を経験したと回答した。地域開発青年スポーツ省では、調査結果を読む際の注意として、サンプル数が非常に少なく一般化できないこと、特に加害者の調査協力意向が低かったこと、質問によっては回答拒否の割合が高かったことを挙げている⁵⁶。

また、2005 年、2006 年には義務的カウンセリングを終了した加害者が、1 年以内に保護命令違反を犯したかどうかを追跡する調査が行われている。2005 年の調査では、2002 年 4 月から 2003 年 3 月に義務的カウンセリングを終了した加害者 224 名中、6 名（2.7%）が保護命令違反を犯していた。2006 年の同様の調査では、保護命令違反者は、加害者 201 名中 2 名（1.0%）であった⁵⁷。

2 アルコール・薬物依存を抱える加害者を対象とする更生プログラム

2000 年の下級裁判所が実施した、家族間暴力の被害者 625 名を対象とした調査で、約 27%は、暴力が加害者のアルコールや薬物の乱用に関連していたと回答し、そのうち 4～5%は治療が必要な依存症と考えられることを受けて、2002 年 3 月に、アルコールや薬物依存問題を抱える加害者を対象とするカウンセリング・プログラム、プロジェクト SAVE⁵⁸が発足した。このプロジェクトは、義務的カウンセリング・プログラムの延長であり、家庭法廷、地域開発青年スポーツ省、精神衛生研究所（Institute of Mental Health）の地域依存症管理プログラム（Community Addictions Management Programme: CAMP）が共同して立ち上げたものである⁵⁹。

3 刑務所での加害者更生プログラム

2005 年 6 月、地域開発青年スポーツ省が、シンガポール刑務所、家庭法廷、地域の社会福祉団体の 1 つであるパシリス家族センターと共同して、刑務所内で加害者に義務的カウンセリングを行うパイロット・プログラムを開始した。2007 年から本格運用が始まり、刑期中に加害者が更生のために義務的カウンセリングを受けることができる⁶⁰。

参考文献

- 飯田順三 1996 年 「海外法律情報 シンガポール『女性憲章』の改正」『ジュリスト』1087（4 月 1 日）号：113 ページ
外務省 2008 年 2 月 「シンガポール共和国（基礎データ）」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/data.html>（2008 年 3 月 31 日アクセス）
在シンガポール日本国大使館 2006 年 『シンガポールの司法制度の概要－特に刑事訴訟法

⁵⁶ Ministry of Community Development, Youth and Sports 2007a:pp.17-23

⁵⁷ 同上:pp.23-24

⁵⁸ Project SAVE は Substance Abuse and Violence Elimination（乱用と暴力の撤廃）の頭文字から取られた名前である（同上:p.13）

⁵⁹ 同上:p.13

⁶⁰ 同上:pp.13-14

- を中心としてー』 <http://www.sg.emb-japan.go.jp/Japanese/criminal.pdf> (2008年3月31日アクセス)
- 安田信之 2000年『東南アジア法』現代評論社
- Amierhalingam, Kumaralingam. 2003. “A Feminist Critique of Domestic Violence Laws in Singapore and Malaysia.” *Asia Research Institute Working Paper Series*, 6. Asia Research Institute, National University of Singapore: pp.1-27 http://www.ari.nus.edu.sg/docs/wps/wps03_006.pdf (accessed on March 31, 2008)
- Attorney-General’s Chambers, Criminal Justice Division. 2007, December 12. “Our Work.” <http://www.agc.gov.sg/criminal/index.html> (accessed on March 31, 2008)
- Cheong, Chan Wing. 1996. “Latest Improvements to the Women’s Charter: Women’s Charter (Amendment) Act of 1996.” *Singapore Journal of Legal Studies* (December) : pp.553-559
- Law Society for Singapore. 2006. “Arrest and Bail,” “Police Investigation & You.” *You and the Law*, <http://www.lawsociety.org.sg/index-awareness.shtml> (accessed on March 31, 2008)
- Ministry of Community Development and Sports. 2001, July. “What is Mandatory Counselling?” http://www.mcys.gov.sg/MCDSFiles/Resource/Materials/Mandatory_Counselling.pdf (accessed on March 31, 2008)
- Ministry of Community Development, Youth and Sports. 2007a. *Protecting Families from Violence: The Singapore Experience*. http://www.mcys.gov.sg/MCDSFiles/Resource/Materials/MCYS_ProFam.pdf (accessed on March 31, 2008)
- Ministry of Community Development, Youth and Sports. 2007b, February 15. “Directory of Family Services.” http://app.mcys.gov.sg/web/serv_dss_disability_main.asp?Services_Id=2 (accessed on March 31, 2008)
- Soin, Kanwaljit. 1996. “Family Violence Bill: The Second Reading.” *Awareness* 3 (1) :pp.41-54
- Subordinate Court of Singapore, Criminal Justice Division. 2006, December 14. “What Will Happen When I Claim Trial.” <http://app.subcourts.gov.sg/criminal/page.aspx?pageid=10177> (accessed on March 31, 2008)
- Teoh, Ai Lin. 2006, February 24. “Family Violence – A Singapore Courts’ Perspective – Presentation by the Subordinate Courts of Singapore.” Paper Presented at Australian Institute of Judicial Administration Family Violence Conference. <http://www.aija.org.au/fv06/Presentations/Teoh%20-%20Singapore%20ppt.pdf> (accessed on March 31, 2008)
- U.S. Library of Congress. 2006, July. “Country Profile: Singapore.” <http://lcweb2.loc.gov/frd/cs/profiles/Singapore.pdf> (accessed on March 31, 2008)
- Constitution of the Republic of Singapore, 1999. Available on the website of the Attorney-General’s Chambers at <http://statutes.agc.gov.sg/> (accessed on March 31, 2008)
- Criminal Procedure Code of 1985. Cap.185. Available on the website of the Attorney-General’s Chambers at <http://statutes.agc.gov.sg/> (accessed on March 31, 2008)

Penal Code of 1985. Cap.224. Available on the Website of the Attorney-General's Chambers at <http://statutes.agc.gov.sg/> (accessed on March 31, 2008)

Probation of Offender Act of 1985. Cap. 252. Available on the Website of the Attorney-General's Chambers at <http://statutes.agc.gov.sg/> (accessed on March 31, 2008)

Women's Charter of 1996, Cap. 353. Available on the Website of the Attorney-General's Chambers at <http://statutes.agc.gov.sg/> (accessed on March 31, 2008)